

国立大学法人東京農工大学図書館運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学図書館運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学図書館運営規則</p> <p>平成16年4月7日 16図経教規則第1号</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(商議会)</p> <p>第6条</p> <p>一 館長</p> <p>二 副館長2人</p> <p>三 農学府から選出された教授、准教授又は講師 4人</p> <p>四 工学府から選出された教授、准教授又は講師 <u>4</u>人</p> <p>五 生物システム応用科学府から選出された教授、准教授又は講師 1人</p> <p>六 <u>技術経営研究科から選出された教授、准教授又は講師 1人</u></p> <p>七 学術情報チームリーダー</p> <p>2 省略</p> <p>第7条～第11条 省略</p> <p>附 則 省略 (現行どおり)</p>	<p>第1条～第2条 省略 (現行どおり)</p> <p>(商議会)</p> <p>第6条</p> <p>一 館長</p> <p>二 副館長2人</p> <p>三 農学府から選出された教授、准教授又は講師 4人</p> <p>四 工学府から選出された教授、准教授又は講師 <u>5</u>人</p> <p>五 生物システム応用科学府から選出された教授、准教授又は講師 1人</p> <p>六 <u>削除</u></p> <p>七 学術情報チームリーダー</p> <p>2 省略 (現行どおり)</p> <p>第7条～第11条 省略 (現行どおり)</p> <p>附 則 省略 (現行どおり)</p>	

附 則 (23図規則第1号)

この規則は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。